

条例名	施設等の名称	区分		改正前 ～R5.9.30	改正後 R5.10.1～
下川町公の施設の設置 及び管理に関する条例	一の橋コミュニティ センター	大ホール	4h以内	411円以内	418円以内
			1h(延長)	103円以内	110円以内
		和室	4h以内	103円以内	110円以内
			1h(延長)	31円以内	33円以内
		いきがいホール	4h以内	103円以内	110円以内
			1h(延長)	31円以内	33円以内
		調理室	4h以内	103円以内	110円以内
			1h(延長)	31円以内	33円以内

※料金には消費税及び地方消費税が含まれています。

※端数処理の方法が「10円未満」から「1円未満」切捨てに変わるため、請求金額が円単位に変わります。